

## 2015年10月度 理事会 報告

2015年10月7日(水) 14:30～17:45 於：JIPA 東京事務所、(TV 会議 関西事務所)

### [審議事項]

#### 1. 海外派遣

以下の2件の海外派遣について承認した。

- (1) 会議派遣 「第23回 WIPO-SCP 会議」 スイス (1名) 11/29-12/6 医薬バイオ委員会
  - ・本年度二回目の制度調和に関する WIPO での SCP (Standing Committee of Patent : 特許専門委員会) 会合が開催される。医薬関係の特許に関して途上国側の強制実施権の強化や、進歩性審査レベルのハイレベル化強化などの意見に抗するため業界団体や特許庁と連携しながら意見発信するため会議に参加する。
- (2) 訪問代表団「フィリピン・マレーシア訪問代表団」(11名) 11/29-12/4 アジア戦略プロジェクト
  - ・昨年度のアジア諸国に関する会員アンケートで出された両国の問題について知財庁、税関、裁判所や司法省国家捜査当局などを訪問し要望を伝える。フィリピンでは、模倣品摘発の実態情報の公開や差し止め強化など、マレーシアでは、出願や審査経過の資料は裁判所の命令なしに入手できるようにして欲しいという要望などを直接口頭で伝える。

#### 2. 意見書等の提出について

9月～10月に提出済、或いは、提出予定の以下の3通の意見書の内容を確認し、審議し承認した。

- (1) 韓国宛「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案」に対する意見  
フェアトレード委員会 担当理事名 9/8
  - ・韓国版の不競争法改正案に対して、不正の存在を知らずに営業秘密情報を取得した善意の取得者に対する罰則適用有無が条文上曖昧なため確認するとともに善意取得者を民事救済に留めるよう要望し、また、罰則適用の行為の特定を容易にするためガイドライン発行も要望した。  
[http://www.jipa.or.jp/jyohou\\_hasin/teigen\\_iken/15/150908\\_fairtrade\\_jp.pdf](http://www.jipa.or.jp/jyohou_hasin/teigen_iken/15/150908_fairtrade_jp.pdf)
- (2) 米国特許庁宛「無効審判前のトライアルの実務規則」への意見 国際第1委員長名 10/19 予定
  - ・無効審判の手続き規則に関する意見募集に対してコメントを提出する。内容としては、当事者と審判官の事前会議の場で会議の進め方に関するガイダンスが庁から提供されるが、審理促進の為、最適な先行技術を特定するように指導するなど、具体的な指導が当事者にされるようにして欲しいという意見と、権利者の事前応答に対して、審判官の判断で申立人の応答が許可されるが、その条件や手続きの明確化を求める。
- (3) 米国特許庁宛「特許付与後レビューにおける開始決定の代替案を探るパイロットプログラム」への意見 国際第1委員長名 10/26 予定
  - ・特許付与後レビューを開始するかどうかを一人の審判官が決めるという試行について意見募集があり、これに意見を提出する。開始判断のばらつきや、再申請の増加による無駄な審理遅延など、狙いと逆行するものとなることから、試行は反対という意見となっている。

3. 予算執行伺いに関し以下の1件を承認した。

「事業部のブランディング・マーケティング観点からのネーミングプロセス調査に関するネーミング開発  
実習費用」 商標委員会

- ・商標委員会が研究している商標のネーミングの開発調整方法の研究に関し、各社のネーミング手法を収集し分析研究しているが、日本ネーミング&リサーチ社がマーケティング観点で独自のネーミング手法を提唱しており、これを調査すべく実習セミナーに参加して、同社の方法を分析する。

4. 新規研修について、

以下の研修を新規の研修項目の追加が提案され、承認したが、内容はもう少し検討することとした。

「2016年度 新規海外現地研修（アセアンの知的財産事情の研修 [F7研修] など）」

- ・F7研修: インドネシア、シンガポール、マレーシア、ベトナムの知財制度を事前に学ぶとともに同国の特許庁など知財関係機関を2週間かけて訪問する。
- ・F8研修: 米国特許の滞在型実務研修で、現状の滞在型米国研修F2コースの発展版として位置づけ総合的な米国知財のマネジメントなどの履修を考慮したコースにするもの。

5. 入 会 (2015年10月1日付)

以下の会員5社（正会員3社、賛助会員2事務所: 詳細は別添入会リスト参照）の入会を承認した。

本年度の入会は10月7日承認現在で31社となる。

<正会員>

- (1) 株式会社 JOLED 主業務 有機 EL ディスプレイパネル並びに関連技術の研究開発、製造販売
- (2) 日本ユニシス株式会社 主業務 IT ソリューション、コンピュータシステムインテグレーション開発等
- (3) 赤城乳業株式会社 主業務 冷菓・氷菓の製造・販売等

<賛助会員>

- (1) 北京柏杉松知的財産権代理事務所
- (2) 太田国際特許事務所

[報告事項]

6. 退 会

以下の7会員が9月30日で退会する。

結果、10月7日の会員数は会員1271、正会員社938、賛助会員333となる。

<正会員>

- (1) アジレント・テクノロジー株式会社（関東電気機器部会第3分科会）
- (2) 三井ホーム株式会社（建設部会）

<賛助会員>

- (1) 北京銘碩特許法律事務所
- (2) 弁護士法人クレオ国際法律特許事務所
- (3) コンバーサントIPジャパン株式会社
- (4) 羽切特許事務所
- (5) ウォルフ、グリーンフィールド & サックス (2015年3月31日付)

7. 主要施策の活動について

1) 政策プロジェクト活動報告

(1) アジア戦略プロジェクト：

a. 模倣品対策 WG (IIPPF 9/24) IIPPF 北京実務レベルミッション (11月中旬予定) の建議検討。

b. 東アジア対応 (法改正) WG：

- ・中国立法計画公開に伴い知財関係の立法計画を確認した。計画によると優先度が4つのレベルに分けられ、知財法の改正は最優先レベルには入っておらず次年度移行となる模様である。また職務発明制度は最低レベルで研究を要するという優先度となっている。

- ・特許庁と意見交換 (日中運用関係 9/2、台湾形態模倣と水際措置関係 10/1)。

- ・KIPO への「商標の指定商品の包括的な記載に関する要望」に関し、KIPO より一部の指定商品のみに限り、本年7月1日以降の出願から指定商品の周辺商品などについて包括的な記載を許すことは採択可能という連絡を受領した。例えば、「半導体製造装置並びにその部品及び附属品」と「顕微鏡並びにその部品及び附属品」の表記が認められることになる。

c. 東南アジア / インド WG：

- ・フィリピン・マレーシア訪問団とインド訪問団の活動内容検討と発信意見を検討した。

- ・フィリピン、マレーシア、ブルネイ (AWGIPC) について、経産省、JETRO との意見交換 (9/9) インドについて特許庁 (今浦審判官を含む) と意見交換 (9/24)

(2) 日中企業連携プロジェクト：

上海企業の会合(10/26)にむけテーマの確認、招聘状発行(9/25)など準備作業実施。中方官庁系とし上海知識産権局 王 圣副処長、SSIP 徐四立 部長が同行する。10月26日の会議は、初めての国内開催の会議であり成功させたい。この会議では、中方企業4社、日方企業6社が、知財戦略にかかるテーマ、例えば侵害リスク回避策や、各企業の現状を紹介するとともに意見交換を行う。

(3) 国際政策プロジェクト：

- ・KINPA と打合せ(9/4)後、3 極・B+先進国会合 (9/30-10/8) にプロジェクトリーダーを派遣し出席中である。帰国後、別途状況は紹介する。

- ・2016 年の日米欧の特許庁と産業界で構成される 3 極会合 (2/22-24) 及び、それに中国韓国を加えた 5 大特許庁の会合 (5/30-6/2) 日程が設定された。この会合では、先行技術調査の共有化を含む特許の審査運用手続きに関係した調和や電子出願システムの連携など、特許制度だけでなく運用面の調和も協議する。

(4) 経済連携プロジェクト：

- ・関係委員会の意見を基に経産省の経済連携会議担当者と意見交換した (10/7)。10月5日の TPP の大筋合意があり守秘統制解除で情報収集可能と期待したが交渉担当とは接触できず、新聞情報のレベルにとどまった。今回の TPP では、医薬や、著作権の権利期間が話題に上がっているが、特許制度に関しても新規性の例外規定に関する Grace Period も猶予期間が 12 か月、国際出願の場合、国内優先日が期間計算の基準になるなどの変更がある模様である。TPP 以外では、米国を除くアジア・ASEAN 地区の自由貿易を協議する経済連携会議である所謂 RCEP の会合、日中韓の3か国の会合も進んでおり、当協会の国際、意匠、商標など各委員会の代表から要望を提出した。

(5) JIPA シンポジウムプロジェクト :

市場創生のための知財戦略というテーマの下で全体シナリオを略確定した。WIPO、特許庁、経産省技術環境局など午前の来賓の部で国と世界の本テーマに関する動きを紹介いただき、午後の部で新市場を創生した各企業や団体から市場創生の際に採用した知財戦略を語っていただく。これに向けて当日基調講演頂く WIPO の事務局長へ内容を相談する(10/20)。

(6) 職務発明制度プロジェクト :

審議会(9/16)でガイドライン素案を公開。内容を関係者より関東・関西部会(10/20、23)で報告予定。審議会で提供されたガイドライン素案では、企業における制度の従業者側との協議と制定、制度の公開、個々の発明の評価の協議の 3 本柱が規定され、許容される例がそれぞれに示される。今後は、残りの項目である中小企業の発明扱いなどが盛り込まれる。

(7) 営業秘密プロジェクト :

関西地区のシンポジウムを科学技術センターにて開催(9/28)し、関係者含め 90 名弱参加した。今後は、部会報告、2 月には東海地区でも状況を報告する。

一方、経産省中心で、小委員会がスタートした。会員企業の知財関係者も委員に含まれており、当該関係者を通じて情報収集と意見発信を行う。また、米国の関係機関と情報交換を再開することとし、先の模倣品対策ではなく、営業秘密保護に関して情報交換を進める。

(8) WIPO プロジェクト :

a. WIPO との第一回定例会合の件 :

・特許、意匠、商標の各委員会、プロジェクトの活動で WIPO の活動に関して課題がある場合には、この会合の場で WIPO 側に伝えられる旨が報告された。第一回は JIPA シンポ、WIPO-GREEN,他のテーマで 10/20 開催する。JIPA シンポ関係では、特許庁もオブザーバで参加する。

b. Forest (生物多様性条約) 研究 WG :

・生物多様性関係アンケートについて、事前の数社のヒアリングから抽出した課題に関して特許庁とも相談しアンケートを作成した。アンケートは生物を利用した研究開発を行う業態である化学部会にむけて実施することにした。

・また、特許庁から政府の体制準備状況を聴取した (9/9)。特許庁は、生物(動植物、微生物など)を研究開発のために海外に持出し、或いは、輸入する際の日本の監視機関になるように動いている模様である。

2) 審議会関係活動 :

- (1) 産業構造委員会) 特許制度小委員会第 11 回(9/16) 前記の職務発明ガイドラインが議論された。
- (2) 同) 情報普及活用小委員会 第 1 回(9/10) 現状の特許公報記載の個人情報の今後のありかたや、庁や研修館における公的な情報提供サービスのありかたなどを検討している。
- (3) 同) 商標制度小委員会) 商標審査基準ワーキング 第 12 回 (9/17) 国、地方公共団体などの著名商標の審査基準、標語・キャッチフレーズの審査基準、ほかを議論している。

3) 研究会等、その他の活動

(1) 著作権政策研: 知財戦略推進事務局と意見交換を実施 (9/24)

・著作権の権利制限規定を米国の fair use の考え方と同様に私的利用、IT の処理の仕組みの中での複

製、非営利研究の複製などが非該当となるように柔軟にしていくべく意見を作成している。

(2) ドイツ特許庁 副長官ほか5名と田中会長、ほかJIPAメンバと意見交換(9/29)。

・当協会の紹介の後、ドイツ特許庁と欧州特許庁との関係、などを情報交換した。

(3) 南アフリカ・ジムバブエ調査団(9/6-11)報告(国際第2委員会)

・南アフリカの特許庁、特許事務所と、ジンバブエに有るアフリカ地域特許庁(ARIPO)、法律事務所などを訪問。特許・意匠・商標の出願・審査状況や、強制ライセンスの執行状況、模倣品の状況、権利行使の実態(取締や裁判の実態)について情報収集した。収集情報は半日の臨時研修で詳細に報告する。

8. 後援・協賛：大阪地区で開催される以下の2つのシンポジウムを共催、後援する。

(1) 共催：大阪大学「IPrism 知的財産シンポジウムー営業秘密保護の強化と展望」

日時 11月10日(火)13:30~17:30 場所 阪大中之島センター 佐治メモリアルホール

(2) 後援：弁護士知財ネット他主催「知財高裁・弁護士知財ネット設立10周年記念企画」

日時 11月20日(金)15:00~ 場所 大阪弁護士会館

9. 委員・講師等の派遣：以下のメンバを政府や弁理士会などの団体の委員会、研究会合に派遣する。

(1) 委員派遣：産構審)特許制度小委員会審査品質管理小委員会

参与 竹本 一志 氏(サントリーホールディングス)

(2) 委員派遣：日本弁理士会 綱紀委員会 審査委員(2016年度、2017年度)

参与 竹本 一志 氏(サントリーホールディングス)

(3) 講師派遣：阪大「IPrism シンポジウム」(11/10)

営業秘密プロジェクトリーダー 浅田 学 氏(積水化学工業)

(4) 特許庁委託事業への委員派遣(5名)

特許庁が公募する調査に関して受託した各団体に以下の専門委員を派遣する。(累計14名/2015年)

・一般財団法人 知的財産研究所 「日米間の新規性を中心とした内外乖離に関する調査研究」

横山 幸司 氏(特許第1委員会 副委員長 ヤマハ)

福本 良太 氏(国際第1委員会 副委員長 愛三工業)

・トムソン・ロイター・プロフェッショナル株式会社「平成27年度商標出願動向調査-マクロ調査-」

香島 友希 氏(商標委員会 副委員長 バンダイ)

・株式会社三菱総合研究所 「平成27年度意匠出願動向調査委員会」

高橋 佐知子 氏(意匠委員会 委員 ソニー)

伊藤 裕二郎 氏(意匠委員会 委員 プリヂェストーン)

10. 事務局からの連絡事項

(1) 事務局人事(10/1)

関西事務所長 西尾 信彦 氏 ⇒ 志村 勇 氏(2004-5年副理事長/06年監事)

(2) 人材募集の件

①特許庁 H28年度採用任期付職員(特許審査官補)の募集案内を特許庁から受けている。

<http://www.jpo.go.jp/oshirase/saiyo/ninkitsuki/index.html>

②科学技術振興機構・任期制契約職員の募集案内を同機構)知的財産戦略センターより受けている。

・任期制契約職員の募集 <http://www.jst.go.jp/chizai/pat/20150515-1bosyuu.html>

・任期制契約職員の募集(集約活用) <http://www.jst.go.jp/chizai/pat/201505bosyuu.html>

- ・ 任期制契約職員の募集（ライセンス）<http://www.jst.go.jp/chizai/license/201507bosyuu.html>

(2) 会議費使用の件で、各委員会やプロジェクトの会議室利用費用の予算消化状況が紹介された。申請ベースで全体の消化状況は順調であるが、委員会によってデコボコも有り、会員企業の会議室を利用するなど、費用効率的な会議室利用を促した。

以上

添付

入会リスト（2015年10月1日付）

<正会員>

(1) 株式会社 JOLED 主業務 有機 EL ディスプレイパネル並びにその部品、材料、製造装置の研究、開発、製造及び販売

希望所属業種 関東電気機器部会 第1分科会

会員代表予定 管理本部 執行役員管理本部長 井上 栄次 氏

推薦者 ソニー株式会社 鈴木 草平 氏

(2) 日本ユニシス株式会社

主業務 コンサルティングサービス、IT ソリューション、システム関連サービスの提供、ならびにコンピュータシステムグレーション、ソフトウェア開発等

希望所属業種 関東電気機器部会 第2分科会

会員代表予定 法務部長 田村 充 氏

推薦者 楽天株式会社 渡邊 真 氏

(3) 赤城乳業株式会社

主業務 冷菓・氷菓の製造・販売等

希望所属業種 関東化学第二部会 第3分科会

会員代表予定 開発本部 R&D Driving Unit 次長 深野 誠司 氏

推薦者 三栄源エフ・エフ・アイ株式会社 長縄 努 氏

<賛助会員>

(1) 北京柏杉松知的財産権代理事務所

会員代表予定 パートナー・日本部部长 袁 波 氏

推薦者 HOYA株式会社 池西 美穂 氏

(2) 太田国際特許事務所

会員代表予定 所長・弁理士 太田 恵一 氏

推薦者 三菱商事フードテック株式会社 岡本 直記 氏

以上